

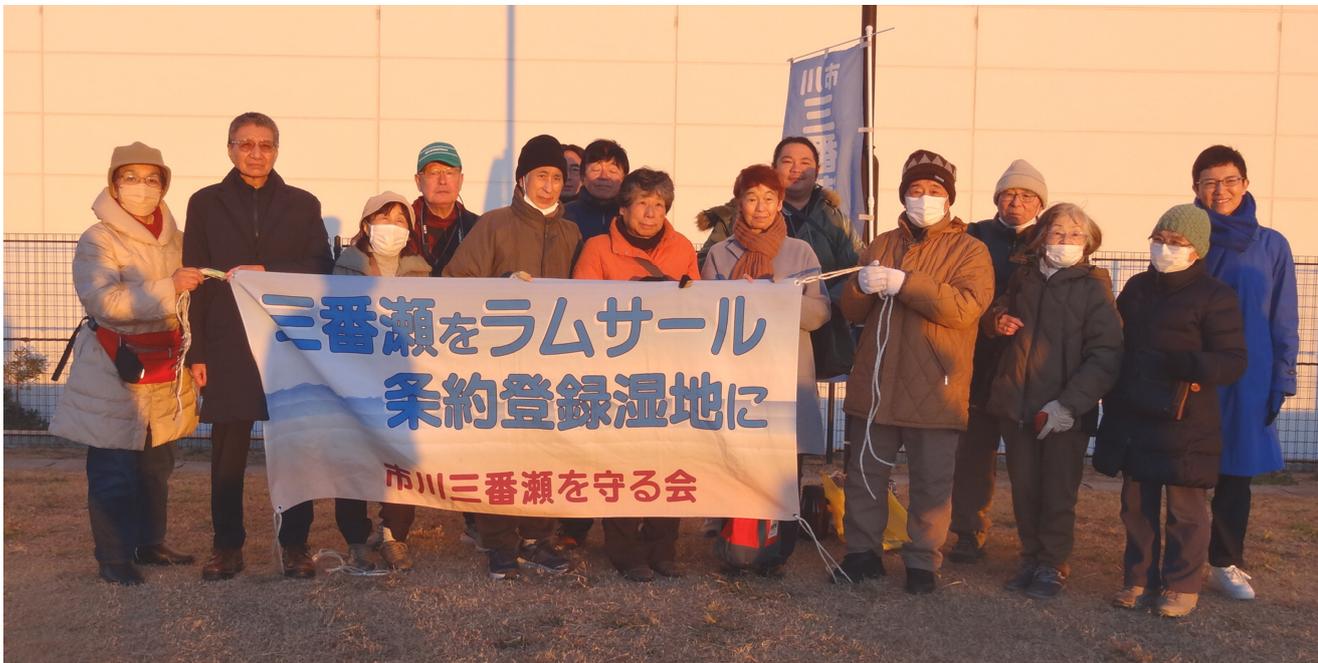


# やなぎ美智子からのお便り

事務所：市川市鬼高2-5-16 清央荘101号室

メールアドレス：kangoshi03@outlook.jp

やなぎ携帯：090-1508-7120



あけましておめでとーございませう  
今年もよろしくお願ひします

2024年元旦、「市川塩浜三番瀬公園からの初日の出を見る会」に初めて参加しました。市川三番瀬を守る会のみなさんが、美しい海と、豊かな生態系を次世代につなぐために活動しています。数万羽の渡り鳥の越冬地であり、ノリ・アサリの漁業も営まれています。とくに市川側は東京湾の魚のゆりかごであり、多くの生き物が生息しています。日本最大級のカキ礁が存在しています。



1月4日、本八幡駅北口

「1月4日、日本共産党は、住宅再建支援、産業支援、原発の問題について、政府への緊急要求を行いました。最大震度6強の揺れに襲われた石川県輪島市で被害状況の調査を行い、避難者、自治体関係者から聞いた要望を伝え、被災者のニーズに応えた支援強化を求めました。」1月5日付 しんぶん赤旗より

日本共産党は、対策本部を立ち上げ、1月4日から、被災者の切実なニーズに応えた活動として、全国各地で、救援募金の取り組みを開始しました。  
1月4日、市内各駅頭で、募金活動を行い、市議会議員4人も参加しました。朝は行徳駅で廣田議員が、昼は本八幡駅北口で、清水・徳武・やなぎが、夕方は市川駅南口で、徳武議員が参加し、12万円を超える募金が寄せられました。お預かりした救援募金は、全額を被災者救援・被災地自治体への義援金に充てます。引き続き、ご協力をよろしくお願ひ致します。

能登半島地震で犠牲になられた方々に、心からの哀悼の意を表します。被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

**無料法律相談 2月13日 (火) 午後2時～5時 相談時間は一人30分**

市役所第一庁舎6階 日本共産党控室 相談を希望される方は事前予約が必要です。  
市役所共産党控室か、やなぎ美智子にご連絡ください。

電話：047-334-1111 (内線 18220)

# 12月議会の質問と、回答の概要を報告します



クリーンセンターのゴミピット (右側)  
写真は市川市公式ウェブサイトより

## ○クリーンセンターについて

(問) 10月18日、焼却炉が故障したが、ゴミ回収を通常通りとした判断について伺う。

(答) ゴミは毎日発生するので、収集計画を変更すると、市民に不自由や不安を与えて、日常生活に大きな影響を及ぼすことになり、これを避けることが最も重要であると判断しました。

(問) 仮設ゴミ置き場の設置と周辺への影響について伺う。

(答) 予定通り収集を行うために仮設ゴミ置き場を設置しました。隣接する施設には直接出向いて説明し理解を頂きました。当初は、臭いの苦情がありました。が、仮置きしたごみの搬出終了後は、苦情がなくなりました。

## ○空家対策について



管理不全空家の 解体撤去跡  
(八幡地域)

(問) 「空家等対策の推進に関する特別措置法一部改正」が施行されるが、今後の対応について伺う。

(答) 改正法では、用途変更や建て替え等を促進することを目的に、空家等活用促進区域の指定、特定空家の未然防止を目的とした管理不全空家に関する規定の追加等、新たな規定が設けられました。制度の趣旨や本市の特性を踏まえ、それぞれについて対応を行う予定です。

(問) 空家対策協議会について伺う。

(答) 今年度の協議会は11月10日に開催され、空家等対策の推進に係る新制度等を議題とし、補助制度の新設・拡大、空家活用マッチングサービス、法改正に伴う空家活用支援法人の指定等をテーマとしました。新制度については空家対策推進参加からの意見を踏まえて作成しています。

## ○土地利用規制法について

(問) 土地利用規制法の概要について伺う。

(答) この法律は安全保障上重要な施設等の機能を阻害する土地・建物の利用を防止するため、重要施設の周辺等を「注視区域」「特別注視区域」と指定し、国が区域内の土地等の利用状況等の調査を行い、重要施設の機能を阻害する行為が認められた場合には、土地等の利用者に対し、機能阻害行為の中止等の勧告・命令を行います。

(問) 本市の指定について伺う。

(答) 松戸五香六実に立地する「陸上自衛隊松戸駐屯地の一部の施設周辺」が注視区域の指定候補とされています。本市の北部地域、松戸市との市境の一部が「松戸駐屯地周辺の注視区域候補」となっています。区域指定の告示がされた場合は、広報いちかわや、市公式ウェブサイトにてお知らせし、窓口での掲示などで周知を図っていきます。



内閣府作成パンフレット

12月11日、内閣府は第3次土地利用規制区域を告示(令和6年1月15日施行)市川市の北部地域、松戸市との市境の一部が「注視区域」に指定されました。市川市の対応は、

- ①市の公式ウェブサイト掲載(内閣府ホームページにリンク)
- ②第2庁舎「街づくり部」窓口に内閣府作成パンフレットを掲示
- ③市民からの問い合わせには内閣府のコールセンターを案内
- ④1月1日付「広報いちかわ」8ページに掲載されています。

**日本共産党は土地利用規制法の全面施行に抗議し、廃止を求めます。**  
**住民監視が進む人権侵害を許さず、第3次となった国の指定拡大を批判します。**